⚠経年劣化に係る安全上の点検及び表示について

- ●電気式バス換気乾燥機は、消費生活用製品安全法（消安法）により指定される特定保守製品です。
- ●特定保守製品は、経年劣化による事故を防止するため、消安法上、製品ごとに定められた点検期間中に点検（有償）を受けることが所有者の責務として求められています。
- ●電気式バス換気乾燥機の点検期間は、設計標準使用期間（製造年月から10年間）の終わりをはさんだ前後3年間（製造年月から8.5年から11.5年の間）です。
- ●特定保守製品の所有者は、消安法上、製造（輸入）事業者に法定の所有者登録をすることが求められています。製品に同梱の「所有者票」に所定事項をご記入のうえ、当社にご返送ください。当社ホームページ、電話でも所有者登録の受付を行っております。
- ●法定の所有者登録をいただいた方には、点検期間の6ヶ月前から、法定の点検通知を登録情報に基づいてお送りします。
- ●詳細につきましては、当社ホームページ（http://www.panasonic.co.jp/chouki）をご覧ください。

⚠経年劣化に係る安全上の表示について

●換気扇・扇風機は、長期使用製品安全表示制度の対象商品です。長期にわたり使用されるため、長期使用時の注意喚起を促す本体表示が電気用品安全法により平成21年度4月1日以降義務づけられました。（制度導入にあたり平成21年2月1日以降、一部の機種より先行して本体表示を開始しています。）

⚠安全に関するご注意

●ご使用の際は取扱説明書をよくお読みの上正しくお使いください。

- ●用途にあった商品をお選びください。不適切な用途で使われますと、事故の原因になることがあります。
- ●据付・電気工事等が必要な場合があります。お買い上げの販売店、または専門業者にご相談ください。
- ●取扱説明書をよくお読みの上、正しくお使いください。誤った使い方をされますと事故の原因になります。

愛情点検 ●長年ご使用の換気扇の点検をぜひ！

こんな症状はありませんか

- ●スイッチを入れてもファンが回らない
- ●ファンが回っても異常に回転が遅かったり不規則
- ●回転する時に異常な音がする
- ●モーター部分が異常に熱かったり、コゲくさいにおいがする

▶ 左記のような症状の時は、使用を中止し、故障や事故の防止のため必ず販売店に点検をご相談ください。

eco ideas パナソニックグループは環境に配慮した製品づくりに取り組んでいます

材料のエコ 世界の製品で特定の環境負荷物質※を使用していません。
※鉛・水銀・カドミウム・六価クロム・ポリ臭化ビフェニル・ポリ臭化ジフェニルエーテル
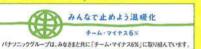
ISO 14001 世界の工場で環境マネジメントシステムを構築し、国際規格ISO 14001の認証を取得しています。

詳しくはホームページで　panasonic.co.jp/eco

流通業者様、代理店様、工事会社様は

商品の技術・施工等のお問い合わせ先

換気110番 (0568)81-1104
受付：平日 9時～12時、13時～18時
（土日・祝祭日はお休みさせていただきます。）
FAX…0568-84-8606

シックハウス対策の換気計算等は

建築基準法、換気計算等についてのお問い合わせ先

フリーダイヤル 0120-078-119
受付：平日9時～20時、土曜日9時～17時
（日曜・祝祭日はお休みさせていただきます。）
FAX…0568-82-2098

お客様の個人情報のお取り扱いについて

パナソニック エコシステムズ株式会社およびパナソニックグループ関係会社（以下「当社」）は、お客様よりお知らせいただいたお客様の氏名・住所などの個人情報（以下「個人情報」）を下記のとおり、お取り扱いします。

❶当社は、お客様の個人情報を、お客様のご要望にお応えするために利用させていただき、これらの目的のためにご相談内容の記録を残すことがあります。なお、修理やその確認業務を当社の協力会社に委託する場合、法令に基づく業務の履行または権限の行使のために必要な場合、その他正当な理由がある場合を除き、当社以外の第三者に個人情報を開示・提供いたしません。❷当社はお客様の個人情報を、適切に管理します。❸お客様の個人情報に関するお問い合わせは、ご利用いただきましたそれぞれの部署にご連絡ください。

パナソニック エコシステムズ株式会社　ホームページのインターネットアドレス　http://panasonic.co.jp/pes/

お求めは当店で

■発行
パナソニック エコシステムズ株式会社
営業本部

〒486-8522 愛知県春日井市鷹来町字下仲田4017番

このカタログの記載内容は
2009年4月1日現在のものです。

FY-JJ001 27X-DP